

## 荒崎水害訴訟いよいよ結審 一日も早く、安心して暮らせる荒崎に!

5月24日午前11時、  
名古屋高裁結審迎える

荒崎水害訴訟は名古屋高裁で控訴審が行われてきましたが、いよいよ5月24日で結審となります。それに先立ち、5月12日荒崎地区センターにて、今までの経過報告が行われました。今回は、荒崎水害訴訟について、控訴審でどのような内容が争われたのかお知らせします。

大垣市議会議員 笹田トヨ子

### 洗堰は越流堤？ それとも単なる低い堤防？

一審判決では、洗堰を「単なる低い堤防」と一般河川と同じ扱いでした。控訴審では、岐阜県が委託したコンサルタント会社（INA）の報告書に基づき、荒崎地区は遊水地であり治水機能を担っていることを主張。INAの報告書では、どの程度の水量で水位がどれだけ計算を行なっています。洗堰の高さも計算された構造物であって、単なる低い堤防であるはずがありません。1.05メートルのかさ上げについても同じ考え方の下決められています。

### INA報告 10年に1回の水害予測

岐阜県は平成2年の荒崎水害以後、何回もINAに調査研究を委託しています。平成8年のINA報告では、高瀬観測点の水位データから洗堰溢流水位が予測され、10年に1回は水害が起きる可能性があり、あと4年程度で水害が起きる危険性があると指摘しています。県も「暫定的嵩上げが必要」と認識していたが、殆んど河川改修は進んでい

ませんでした。

岐阜県は「順調に河川改修を行なっている」と主張するが、平成14年の水害が起きるまで、河川改修は進まず、実際河川改修の動きになったのは、平成14年の水害以後で、その予算の付き方は目を見張るものでした。

### 原告、改良土のう積み案を提出

原告は、一審で、「二線堤」など浸水対策を取るべきであると主張してきたが、その有効性の主張立証までは行ないませんでした。本来、専門家を抱え、多額の予算を使ってコンサルタントに委託している県が浸水対策を考えるべきとしてきたが、県は「浸水対策を行う義務は県にはない」という態度に終始しています。

控訴審では、本来県が考えるべき浸水対策の有効性にも踏み込んだ主張立証を原告が行うことになりました。国土問題研究会の協力を得て、一審では内水問題がクリアできなかったが、控訴審では、従来の洗堰と同じ高さではない9m余の土のう積み案を提出し、同案は暫定的、対岸問題、災害の軽減、安価であることなど、現実的な対策となっています。

平成21年7月28日、名古屋高裁へ控訴以来4年経ちました。控訴審の場合、一審とは違い、1~2年程度の裁判で終わるのが普通とのこと。しかし、荒崎水害訴訟は、INAに対する「書面尋問の実施」や国土問題研究会の協力を得て、荒崎水害問題調査団による現地調査をはじめ、専門家による調査研究により、「大垣市荒崎地区における水害問題に関する報告書」が提出されるなど、新たな展開のもと、控訴審で新証拠が審理され、異例に長い裁判となりました。被控訴人の岐阜県は、最終準備書面15頁の中で、「浸水対策を行う義務は河川管理者にはない」とし、一貫して、県の役割は「嵩上げをすればよい」という態度です。河川法16条の2では「水害の危険に対しては対策を取らなければならない。」としています。荒崎水害は同じ原因で同一場所が繰り返し繰り返し水害に見舞われた地域です。河川法16条の2で謳われている責任は誰が取るのでしょうか？

5月24日、結審を迎えることになり、判決は、今年の9月から年末にかけて出されると思います。